安　全　管　理　規　程

運航基準

作業基準

事故処理基準

地震防災対策基準

令和　4年　8月　5日

志津川湾観光船株式会社

安 全 管 理 規 程

令和　4年　6月　　日

志津川湾観光船株式会社

目次

第１章　総則
第２章　経営トップの義務
第３章　安全管理の組織
第４章　安全統括管理者及び運航管理者の選解任並びに代行の氏名
第５章　安全統括管理者及び運航管理者の勤務体制
第６章　安全統括管理者及び運航管理者の職務及び権限
第７章　安全管理規程の変更
第８章　運航計画、配船計画及び配乗計画
第９章　運航の可否判断
第１０章　運航に必要な情報の収集及び伝達
第１１章　運航に伴う作業の安全確保
第１２章　輸送設備の点検整理
第１３章　海難その他の事故の処理
第１４章　安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第１５章　雑則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

番号	用語	意義
（１）	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され維持される状態。
（２）	経営トップ	事業者において最高位で発揮し、管理する個人又はグループ。
（３）	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性。
（４）	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策。
（５）	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者。
（６）	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の、船舶の運航の管理に関する者。
（７）	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者（営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）。
（８）	運航管理者代行	運航管理者が業務を執行できないとき、その職務を代行する者。
（９）	陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者。
（１０）	船内作業員	船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者。
（１１）	運航計画	起終点、運航経路、航海速力、運航回数等に関する計画。
（１２）	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠等に関する計画。
（１３）	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割に関する計画。
（１４）	発航	現在の停泊場所を解らんして、目的の航行を開始すること。
（１５）	基準航行	基準航路を基準速力により航行すること。
（１６）	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大

		であって船舶の航行に影響を与える恐れのない港域を除く。
(17)	入港	港の区域内、港湾区域内において、挟水路、関門等を通行して防波堤等の内部へ進行すること。
(18)	運航	「発航」、「基準航路及び基準速力による航行の継続」又は「着岸」を行うこと。
(19)	反転	目的の航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと。
(20)	気象、海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認める事が出来る最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最も最小値を取る。）及び波高（隣り合った波の峰と谷の鉛直距離）。
(21)	運航基準図	運航経路（起終点、針路、変針点等）、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面。
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合にはその先端までを含む。
(23)	陸上	船舶以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物の船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物。
(25)	陸上施設	岸壁（防舷施設を含む。）旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設。

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準)

第3条　この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

2　船舶の運航については、この規定及び運航基準に定めるところによる。

3　旅客の乗下船、船舶の離着岸に係る作業方法、危険物の取り扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。

4　事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

5　地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章　経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条　船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

（1）　関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底。
（2）　安全方針の設定。
（3）　安全重点施策の策定及び確実な実行。
（4）　重大な事故等に対する確実な対応。
（5）　安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること。
（6）　安全マネジメント態勢の見直し。

(経営トップの責務)
第５条　経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。
２　経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)
第６条　経営トップは、安全管理に関わる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、社内内部へ周知する。
２　安全方針には輸送の安全確保を明確に図るために、次の事項を明記する。
（1）　関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則。
（2）　安全マネジメント態勢の継続的改善。
３　安全方針は、その内容について効果的、具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
４　安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)
第７条　安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し、実施する。
２　安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定したその達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
３　安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
４　安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして、見直しをする。

第３章　安全管理の組織

(安全管理の組織)
第８条　この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管

理補助者を置く。

（1） (本社) 安全統括管理者１人

運航管理者（船長）１人

運航管理補助者若干名

第４章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解人並びに代行の指名

（安全統括管理者の氏名）

第９条 経営トップは、経営トップに位置付けられ、海上運送法施行規則第７条の２の２に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

（運航管理者の選任）

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聞いて海上運送法施行規則第７条の２の３に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

（安全統括管理者及び運航管理者の解任）

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

（1） 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

（2） 身体の故障その他やむお得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

（3） 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

（運航管理補助者の選任及び解任）

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推進により運航管理補助者選任する。

２ 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聞いて運航管理補助者を解任する。

（運航管理者代行の指名）

第13条 運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

２ 前項の場合において運航管理者は、２人以上の者を順位を付して指名する事が出来る。

第5章　安全統括管理者及び運航管理者の勤務体制

（安全統括管理者の勤務体制）

第14条　安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2　安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

（運航管理者の勤務体制）

第15条　運航管理者は船舶が航行している間は、原則として第三はまゆりに勤務する者とし、船舶の就航中、本社の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2　運航管理者は、下船その他の理由により、その職務を執る事が出来ないと認めるときは、あらかじめ、運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。ただし、引き継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡が取れるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

（運航管理補助者の勤務体制）

第16条　運航管理補助者は、当社の使用船舶が就航している間は、本社に勤務する者とし、運航管理者（船長）と常時連絡できる体制になければならない。勤務中やむを得ず職場を離れる等、この職務を執ることが出来ないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者等に連絡しなければならない。

第6章　安全統括管理者及び運航管理者の職務及び権限

（安全統括管理者の職務及び権限）

第17条　安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

（1）　安全マネジメント態勢に必要な方法を確立し、実施し、維持すること。

（2）　安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進歩状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し記録すること。

（3）　関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

（運航管理者の職務及び権限）

第18条　運航管理者の職務及び権限は、つぎのとおりとする。

（1）　この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実

にしてその実施を図ること。

（2）　船舶の運航に関し、運航管理補助者と協力して輸送の安全を図ること。

（3）　運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

（運航管理補助者の職務）

第 19 条　本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従いその職務を代行する者とする。

第 7 章安全管理規程の変更

（安全管理規程の変更）

第 20 条　安全統括管理者又は運航管理者（船長）は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2　経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章　運航計画、配船計画及び配乗計画

（運航計画及び配船計画の作成及び改定）

第 21 条　運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、志津川港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

（乗配計画の作成及び改定）

第 22 条　乗配計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員並びに法定職員以外の乗組員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗り込むことになっているか等について、その安全性を検討するものとする。

（運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更）

第 23 条　運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前 2 条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2　船舶、陸上施設又は港湾、接岸岸壁の状況が船舶の運航に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合は、運航管理者（船長）は運航中止、寄港地変更、接岸岸壁変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置を取らなければならない。

第9章　運航の可否判断

（運航の可否判断）

第24条　船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達する恐れがあると認めるときは、運航中止の措置を取らなければならない。

2　船長（運航管理者）が運航中止の措置又は運航の継続措置を取ったときには速やかに、その旨を安全統括管理者、経営トップ及び運航管理補助者へ連絡しなければならない。

3　運航管理補助者は、台風等の荒天時において、船長から求めがある場合には大28条各事項の情報の情報提供を行うとともに、必要に応じ、難航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4　運航中止の措置を取るべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長が取るべき措置については、運航基準に定めるところによる。

（運航管理者の指示）

第25条　運航管理者（船長）は運航を中止する場合、安全統括管理者を経由して経営トップへ連絡しなければならない。

2　運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は着着岸を促し若しくは指示してはならない。

（経営トップ又は安全統括管理者の指示）

第26条　経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止される恐れがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなくてはならない。

2　経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する支持をしてはならない。

3　経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

（運航の可否判断等の記録）

第27条　運航管理者（船長）は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果を記録しなければならない。

第10章　運航に必要な情報の収集及び伝達

（運航管理者の措置）

第28条　運航管理者は次に掲げる事項を把握しておくものとする。

（1）　気象・海象に関する情報。
（2）　湾内事情、航路の自然的性質。
（3）　陸上施設の状況。
（4）　水路通報、港長公示等官公庁の発する運行に関する情報。
（5）　乗船した旅客数。
（6）　乗船待ちの旅客数。
（7）　船舶の動静。
（8）　その他、航行の安全の確保のために必要な事項。

（船長の措置）

第29条　船長（運航管理者）は次に掲げる場合は、必ず本社の運航管理補助者に連絡しなければならない。
（1）　発航前検査を終え出港するとき。
（2）　運航基準に定められた地点に達したとき。
（3）　入港したとき。
（4）　事故処理基準に定める事故が発生したとき。
（5）　運航計画又は運航の安全に関わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき。

2　船長は次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じて本社の運航管理補助者に連絡する者とする。
（1）　気象、海象に関する情報。
（2）　航行中の水路の状況。

（運航基準図）

第30条　運航管理者（船長）は、運航基準に定める事項を記載した運航基準図を作成しなければならない。

2　運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章　輸送に伴う安全の確保

（危険物の取扱）

第31条　危険物その他旅客の安全を害する恐れのある物品の取扱は、法令及び作業基準に定めるところによる。

（旅客の乗下船等）

第32条　旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによ

る。

（発航前検査）

第33条　船長は、発航前に船舶が航海に支障がないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を検査しなければならない。

（船内巡視）

第34条　船長は、モニターなどの監視により、又は乗務員に船内を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他の異常の有無を確認しなければならない。

2　船長は、異常を発見したときには、所要の措置を講じなければならない。

3　船内巡視員は、異常を発見したときには船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合に合って船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告する者とする。

4　船長又は船内巡視員は、異常の有無（安全保安上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する者とする。

（旅客等の遵守すべき事項等の周知）

第35条　運航管理者（船長）は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

（飲酒等の禁止）

第36条　安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2　乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0,15㎎以上である間、当直を実施してはならない。

3　船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0,15㎎以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章　輸送施設の点検整備

（船舶検査結果の確認）

第37条　運航管理者（船長）、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結

果を確認しておくものとする。

（船舶の点検整備）

第38条　船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施する者とする。ただし当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略する事が出来る。

2　船長は前項の点検中異常を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

（陸上施設の点検整備）

第39条　運航管理者は係留施設、乗降用施設等について毎日1回以上点検を実施し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章　海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第40条　事故の処理に当たっては、次に掲げる基本的な態度で臨むものとする。

（1）　人命の安全確保を最優先とすること。

（2）　事態を楽観視せずに常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずるものとすること。

（3）　事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。

（4）　船長の対応措置に関する判断を尊重すること。

（5）　陸上作業員は、陸上で取りうる、あらゆる措置を講ずること。

（船長の取るべき措置）

第41条　船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止の措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに本社の運航管理補助者及び海上保安署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2　船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥る恐れがある場合は直ちに遭難信号を発しなければならない。なお（携帯）電話がある場合は、併せて「１１８番」へ通報しなければならない。

（運航管理補助者の取るべき措置）

第42条　運航管理補助者は船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を取るとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

（経営トップ及び安全統括管理者の取るべき措置）

第43条　安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を取るとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2　経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握、分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

（事故の処理）

第44条　事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

（通信の最優先処理）

第45条　事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理しなければならない。

（(関係官署への報告）

第46条　運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安署並びに警察署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

（事故の原因等の調査）

第47条　安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章　安全に関する教育、訓練及び内部調査等

（安全教育）

第48　条安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者及び乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2　運航管理者は、航路の状況及び海難その他事故及びインシデント（事故等の損害を伴な

い危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（操練）

第 49 条

（訓練）

第 50 条　安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を受けて関係者とともに年 1 回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は全体的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施する事が出来る。

（記録）

第 51 条　運航管理者は、前 3 条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

（内部簡素及び見直し）

第 52 条　内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

2　内部監査に当たっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3　内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関して見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4　内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5　内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章　雑則

（安全管理規程等の備え付け等）

第 53 条　安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災基準を含む。）及び運行基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に容易に観覧できるよう備え付けなければならない。

2　安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成し

た各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

（情報伝達）

第54条　安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する情報を整理し容易に観覧できる手段を用意する。

2　輸送の安全に係る運航、整備等輸送サービスの実施に直接かかわる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール）等を用意する。

3　安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全に係る意見等の把握に努めその検討、実現反映状況について社内へ周知する。

4　安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附則

この規程は、平成18年12月21日より実施する。
この規程は、平成26年　3月　4日より実施する。
この規程は、平成26年11月　4日より実施する。
この規程は、平成27年　1月30日より実施する。
この規程は、平成29年　3月25日より実施する。
この規程は、平成30年　7月30日より実施する。
この規程は、令和　元年12月16日より実施する。
この規程は、令和　4年　6月　　日より実施する。

運　航　基　準

平成２９年　3月２５日

志津川湾観光船株式会社

目次

第１章　目的

第２章　運航の可否判断

第３章　船舶の運航

第１章　目的

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、志津川湾内航路及び志津川湾内養殖施設見学遊覧航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第２章　運航の可否判断

（運航の可否判断）

第２条　船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発行地付近の気象、海象が次に掲げる条件の一つに達していると認めるときは、航海を中止しなければならない。ただし、小型船にあっては（　）内の条件とする。

港名＼気象·海象	風　速	波　高	視　程
志　津　川　港	12(7) m/s 以上	1.0(0.5) m以上	500m以下

２　船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一つに達する恐れがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速 12(7)m/ s 以上	波高 1.0(0.5) m以上

３　船長は、前２項の規程に基づき発行の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置を取らなければならない。

（基準運航の可否判断）

第３条　船長は、基準運航を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となる恐れがあると認められるときは基準運航を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置を取らなければならない。

２　前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。ただし、小型船にあっては（　）内の条件とする。

風　速	波　高
12(7) m/s 以上（船首尾方向の風を除く）	波高 1.0(0.5) m以上

３　船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一つに達する恐れがあると認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、反転又は避泊又は臨時帰港の措置を取らなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときには、この限りでない。ただし、小型船にあっては（　）内の条件とする。

風速 12(7)m/ s 以上	波高 1.0(0.5) m以上

４　船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにそのときの状況に適した安全な速力

とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置を取らなければならない。

視程 500m 以下

（着岸の可否判断）

第４条　船長は、着岸予定地点付近の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一つに達しているときは、着岸を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時帰港その他の適切な措置をとらなければならない。ただし、小型船にあっては（　）内の条件とする。

港名＼気象・海象	風速	波高	視程
志　津　川　港	12(7)　m/s 以上	1.0(0.5)　m以上	500m 以下

（運航の可否判断等の記録）

２　運航管理者（船長）は、運航の可否判断、運航中止の措置の内容を「運航日誌」に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第３章　船舶の航行

（航海当直配置等）

第５条　運航管理者（船長）は運航管理補助者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする

（1）　出入港配置

（2）　通常航海当置配置

（3）　狭視界航海当置配置

（4）　荒天航海当置配置

（運航基準図等）

第６条　運航基準図に記入すべき事項は次の通りとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運行基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

（1）　起点、終点の位置並びにこれらの相互間の距離。

（2）　標準運航時間並びに水流等から運航上特に注意すべき事項。

（3）　地形及び水位。

（4）　運航経路（針路、変針点、基準経路の名称等）。

（5）　航路筋の区画漁業及び定置網等の範囲。

（6）　その他航行の安全を確保するために必要な事項。

2　船長は、基準航路、避険船その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第７条　基準経路は、運航基準図に記載の通り、常用経路とする。

（速力基準等）

第８条　速力基準は、別表の通りとする。

2　船長は、速力基準表を船舶内に掲示しなければならない。

3　船長は、旋回性能、舵力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

（特定航法）

第９条

（１）　船長は、入港しようとするときは徐航し、湾内の安全を確かめながら入港し、接岸前に必ず後進の試験をしなければならない。

（２）　船舶は出港しようとするときは、港内他船の動向を把握し必ず安全を確認してから出航する。

（３）　船舶は航路に於いては養殖船など作業中の船に常に気を配りながら、作業中の船が安全に作業できるように配慮しなければならない。

（４）　船舶は航路の右側を航行しなければならない。また港内は必ず最微速で徐行射なければならない。

（通常連絡等）

第10条　船長は、基準航路上の次の（1）の地点を経過したときは、携帯電話で本社あてに次の（2）の事項を連絡しなければならない。

（１）　通過地点

・志津川湾内航路　・・・・・・　a）椿島正横地点。
b）荒砥崎正横地点。
c）荒島正横地点。

・志津川湾養殖施設見学遊覧航路・a）黒崎正横地点。（ホテル観洋下）
b）銀鮭筏正横地点。
c）荒島正横地点。

（２）　連絡事項

①　通過地点名

②　通過時刻

③　天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④　その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2　本社の運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合にはその都度速やかに連絡するものとする。

（入港連絡等）

第11条　船長は、入港15分前となったときは、運航管理補助者に次ぎの事項を連絡しなければならない。

（1）　入港予定時刻。

（2）　運行管理補助者の援助を必要とする事項。

2　前項の連絡を受けた運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

（1）　着岸岸壁の使用船舶の有無。

（2）　着岸岸壁付近の停泊船舶の状況。

（3）　岸壁付近の風向・視程・波浪（風浪・うねりの方向・波高）及び潮流（流向・流速）。

（4）　その他操船上の参考となる事項。

（連絡方法）

第12条　船長（運航管理者）と運航管理補助者との連絡は次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
（1）	通常の場合	本社	携帯電話
（2）	緊急の場合	本社	携帯電話

（機器点検）

第13条　船長は入港着岸（桟）前、岸壁手前（防波堤手前）、300m入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。1日に何度も入港を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第14条　運航管理者（船長）は、基準航路の変更等を行った場合は、その内容を「運航管理日誌」に記録するものとする。

別表

運　行　速　力　基　準

航路名　志津川湾内航路及び志津川湾内養殖施設見学遊覧航路

船　　名	第　三　は　ま　ゆ　り	
速　力　区　分	速力	毎分機関回転数
最　微　速	2ノット	600回転
微　　速	4ノット	700回転
港　内　全　速	6,9ノット	800回転
半　　速	8,5ノット	1000回転
航　海　速　力	11ノット	1300回転
最　大　速　力	21，7ノット	2200回転

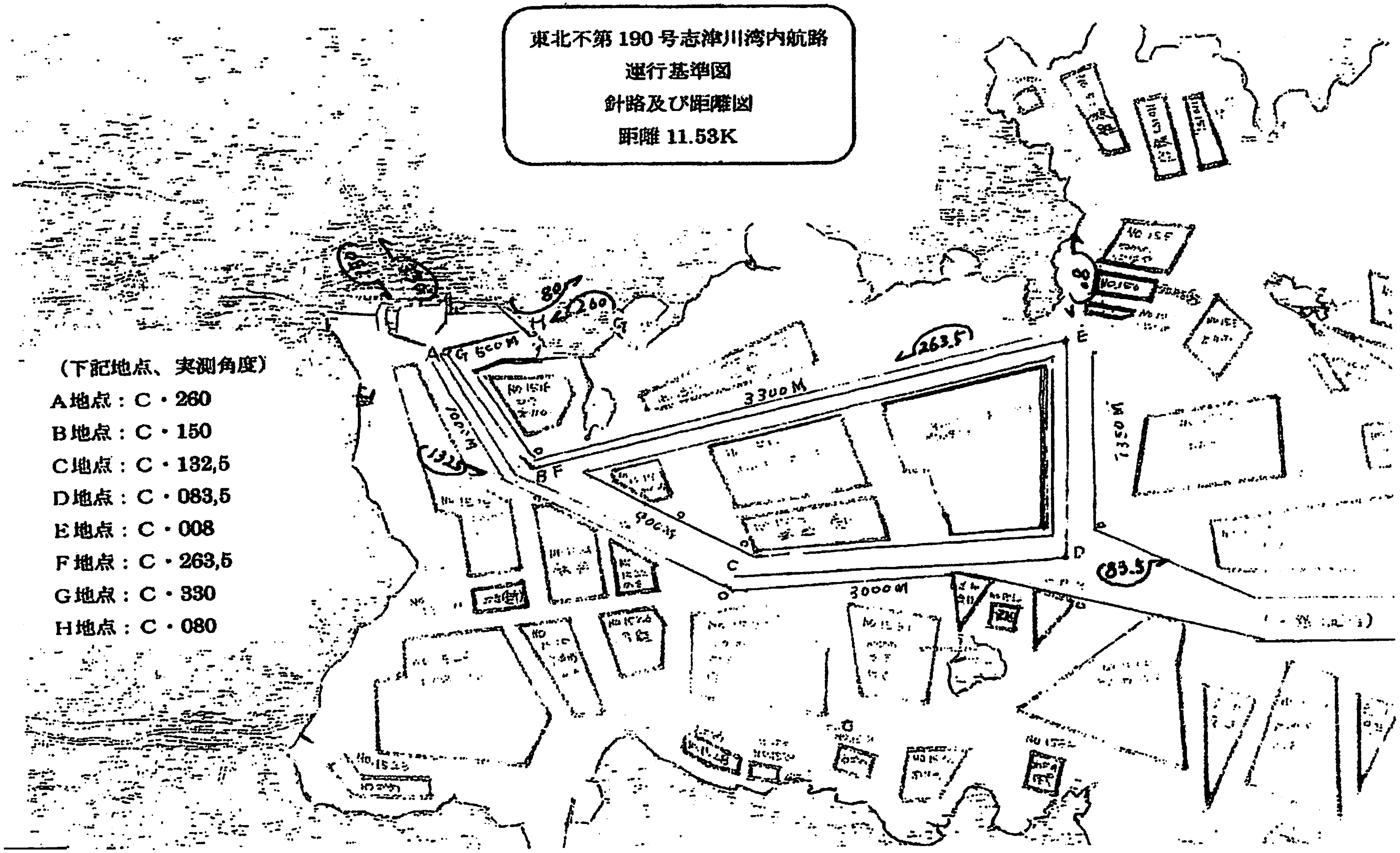
東北不第190号志津川湾内航路
運行基準図
針路及び距離図
距離 11.53K
（下記地点、実測角度）
A地点：C・260
B地点：C・150
C地点：C・132,5
D地点：C・083,5
E地点：C・008
F地点：C・263,5
G地点：C・330
H地点：C・080
3300M
3000M
1350M
900M
1000M
500M
263.5
83.5
132.5
260
80

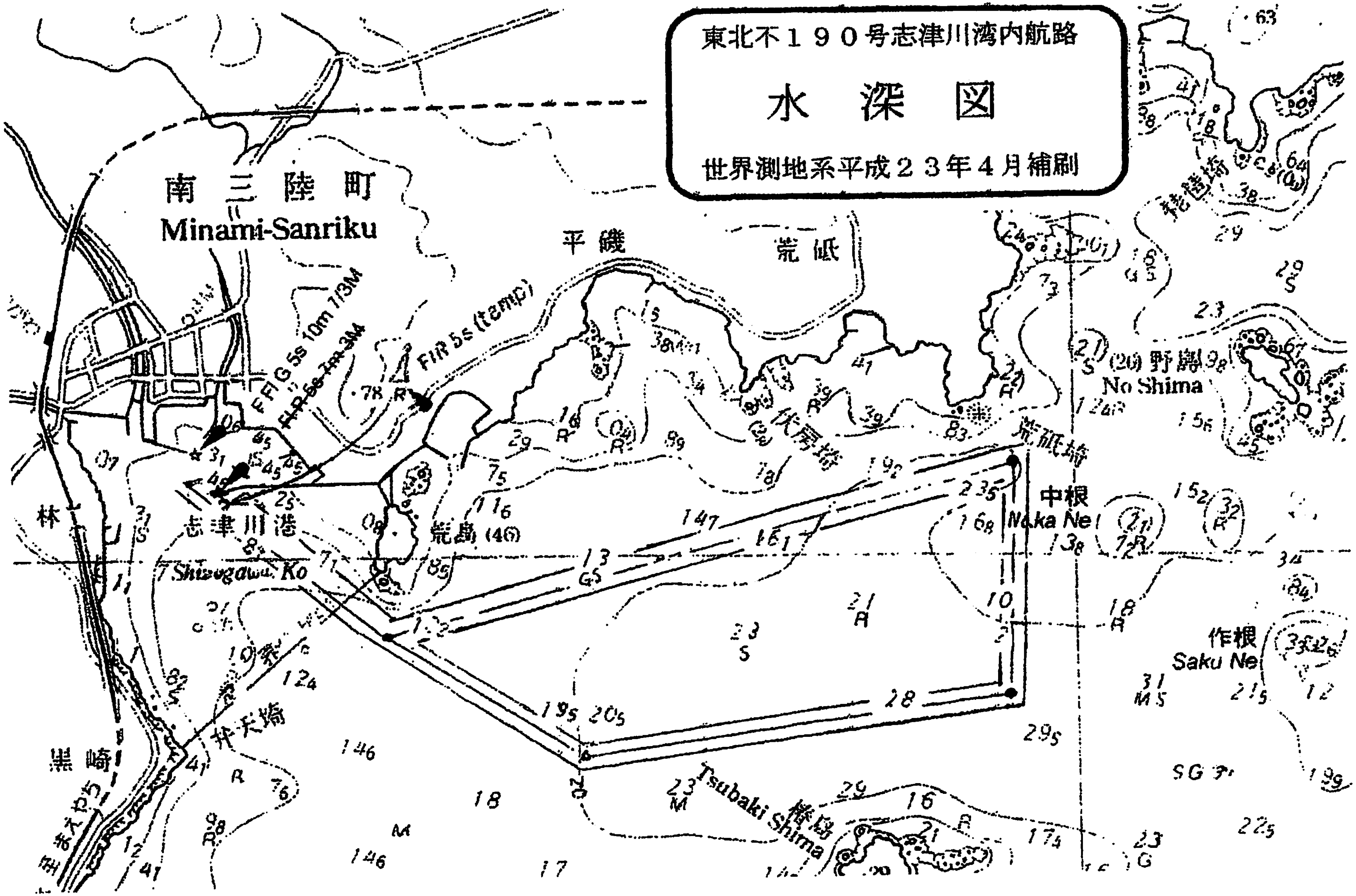
東北不１９０号志津川湾内航路
水　深　図
世界測地系平成２３年４月補刷
南　三　陸　町
Minami-Sanriku
平　磯
荒　砥
志津川港
Shizugawa Ko
荒島 (46)
野島
No Shima
中根
Naka Ne
作根
Saku Ne
椿島
Tsubaki Shima
弁天崎
黒崎
林
伏房埼
荒砥埼
F R 5s (temp)

図面 No. 20

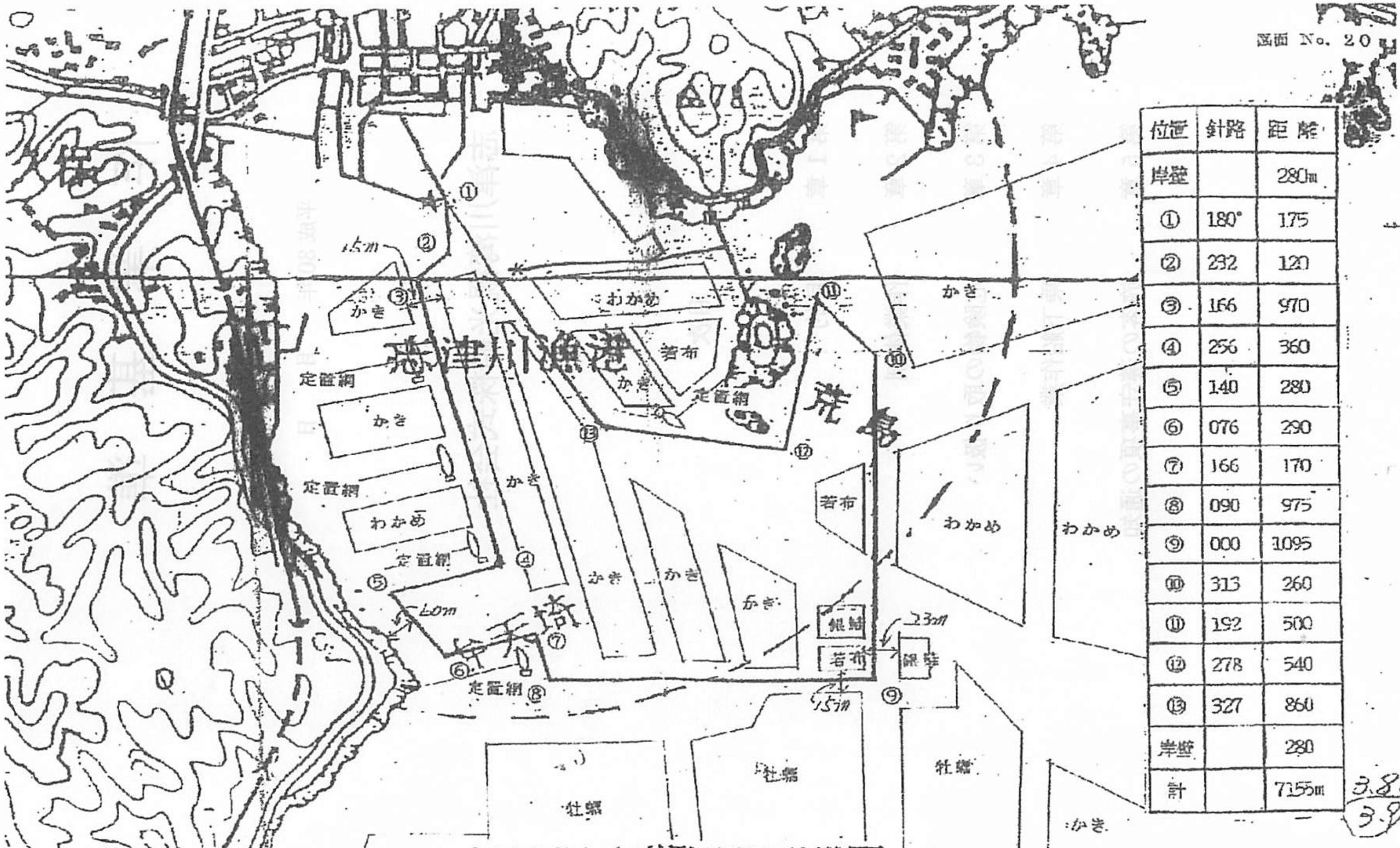

位置	針路	距離
岸壁		280m
①	180°	175
②	232	120
③	166	970
④	256	360
⑤	140	280
⑥	076	290
⑦	166	170
⑧	090	975
⑨	000	1095
⑩	313	260
⑪	192	500
⑫	278	540
⑬	327	860
岸壁		280
計		7155m

3.86
3.9

志津川湾内遊覧運航基準図

志津川湾内養殖施設見学遊覧航路

作　業　基　準

平成30年　　月　　日

志津川湾観光船株式会社

目次

第１章　　　目的

第２章　　　作業体制

第３章　　　危険物の取り扱い

第４章　　　乗下船作業

第５章　　　旅客の遵守事項の通知

第１章　目的

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、志津川湾内航路及び志津川湾内養殖施設見学遊覧航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第２章　作業体制

（作業体制）

第２条　陸上作業員は、陸上において、乗船待機中の旅客の管理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱とり及び綱放し等の作業を実施する。

２　船長は、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第３章　危険物の取り扱い

（危険物の取り扱い）

第３条　危険物の取り扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等の関係法令の定めるところにより行うものとする。

２　刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取り扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するかまたは、一定の条件を付けて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

３　陸上作業員または船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前２項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者（船長）の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講じるものとする。

４　運航管理者（船長）は前３項の措置を講じたときには、直ちに、その状況を本社に報告する。

第４章　乗下船作業

（旅客の乗船）

第４条　旅客の乗船は、原則として離岸 10 分前とする。

２離岸 10 前となったときは、船内作業員は、舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。

３　陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。

４　陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員数を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び船長に乗船旅客数を報告する。

（離岸作業）

第５条　船内作業員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨を運航管理補助者及び船長に報告し船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

（着岸作業）

第６条　船内作業員は起点岸壁又は終点岸壁に着岸したことを確認したときは、その旨を運航管理補助者及び船長に報告し船長の指示により迅速に係留作業を実施する。

（下船作業）

第７条　船長は船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を船内作業員に合図する。

２　船内作業員は、歩み板を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導し下船させ、下船完了のときにはその旨及び異常の有無を本社の運航管理補助者に報告する。

（係留中の保安）

第８条　船長（運航管理者）及び運航管理補助者は、係留中、旅客に支障の無いよう係留方法、歩み板の保安に十分注意する。

第５章　旅客の遵守事項の周知

（乗船待ちの旅客に対する遵守事項の周知）

第９条　運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

（１）　旅客は乗下船時及び船内において係員の指示に従うこと。

（２）　船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

（３）　その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

（乗船客に対する遵守事項等の周知）

第10条　船長は船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

（１）　旅客の禁止事項。

（２）　救命胴衣の格納場所及び着用法。

（３）　非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）。

（４）　病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報。

（５）　下船及び非常時には係員に従うこと。

第11条　船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置等を講じなければならない。

（1）　暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。

（2）　気象・海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

この基準は、令和　元年12月16日より実施する

事　故　処　理　基　準

平成29年　3月２５日
令和　4年　8月　5日

志津川湾観光船株式会社

目次

第１章　　　総則

第２章　　　事故発生時の通報

第３章　　　事故の処理等

第１章　総則

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより。事故処理等を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

（事故等の範囲）

第２条　この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る（１）～（４）に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び（５）の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

（１）　旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という）。

（２）　衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故。

（３）　航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害。

（４）　強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行、脅迫等の不正行為による運航の阻害。

（５）　前記（１）～（３）の事象に至る恐れの大きかった事態。

（軽微な事故への準用）

第３条　本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る、事故に準用するものとする。

第２章　事故等発生時の通報

（非常連絡）

第４条　船長（運航管理者）は、事故の状況を運航管理補助者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

２　船長の海上保安署等への連絡は、初動時は「118 番」による。以後別表「非常連絡表」により最寄りの海上保安署等に行うものとする。

３　運航管理者は事故が発生したときは、速やかに事故の状況について判明したものから逐次電話（Ｆａｘを含む。）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生まで及ばないことを見極めたうえ、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式（Ｆａｘ用紙）船舶及び事務所に備え置くものとする。

4　非常連絡は、原則として、別添「非常連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定する事が出来る。

（非常時連絡事項）

第５条　事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

（１）　全事故等に共通する事項

①　船名

②　日時

③　場所

④　事故等の種類

⑤　死傷者の有無

⑥　救助の要否

⑦　当時の気象・海象

（２）　事故等の態様による事項

	事故の種類	連絡事項
a	衝　突	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況。 ②船体、機器等の損傷状況。 ③浸水の有無（あるときはｄ項）。 ④流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）。 ⑤自力航行の可否。 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主、船長名（できれば住所、連絡先）－船舶衝突の場合。 ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）－船舶衝突の場合。
b	乗　揚　げ	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等）。 ②船体周囲の水深、低質及び付近の状況。 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響。 ④船体、機器の損傷状況。 ⑤浸水の有無（あるときはｄ項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否。 ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）。
c	火災	①出火場所及び火災の状態。 ②出火原因。

		③船体、機器の損傷状況。 ④消化作業の状況。 ⑤消化の見通し。
d	浸水	①浸水箇所及び浸水の原因。 ②浸水量及びその増減の程度。 ③船体、機器の損傷状況。 ④浸水防止作業の状況。 ⑤船体に及ぼす波浪の影響。 ⑥浸水防止の見通し。 ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置)。
e	強取・殺人・暴行等の不法行為	①事件の種類。 ②事件発生の端緒及び経緯。 ③被害者の指名、被害状況等。 ④被害者の人数、氏名等。 ⑤措置状況。 ⑥被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等。
f	人身事故（行方不明を除く）	①事故の発生状況。 ②死傷者数又は疾病者数。 ③発生原因。 ④緊急下船の必要性の有無。 ⑥負傷又は疾病の程度。
g	旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が判明した日時及び場所。 ②行方不明の日時、場所及び経由（推定)。 ③行方不明者の氏名等。 ④行方不明者の遺留品等。
h	その他の事故	①事故の状況。 ②事故の原因。 ③措置状況。
i	インシデント	①インシデントの状況。 ②インシデントの原因。 ③措置状況。

第３章　事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第６条　事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置

はおおむね次の通りである。

（1）　海難事故の場合。

① 損傷状況の把握及び事故極限の可否の検討。

② 人身事故に対する早急な救護。

③ 連絡方法の確立。

④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な、旅客の誘導。

⑤ 2次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施。

（2）　不法事件の場合。

① 被害者に対する急速な救護。

② 不法行為者の隔離又は監視。

③ 連絡方法の確立。

④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止。

⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得。

（経営トップの取るべき措置）

第7条　経営トップは、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2　経営トップは前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安署に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3　事故の発生を知ったときは又は、船舶の動静が把握できないときに経営トップがとるべき必要な措置はおおむね次の通りである。

（1）　事故の実態把握及び救護に必要な情報の収集及び分断分析。

（2）　海上保安署への救護要請。

（3）　行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索又は救助船等の手配。

（4）　必要人員の派遣及び必要物資の補給等。

（5）　船長に対する必要事項の連絡及び助言。

（6）　医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置。

（7）　乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知。

（事故処理組織）

第8条　事故処理の組織、編成及び職務は辞表のとおりとする。

事故処理組織票

	職　　務
経営トップ　阿部隆二郎	総指揮、運航管理補助者

非常連絡表

別添３

＜地震等に関連する情報の伝達経路含む＞

地震防災対策本部

本部長代表取締役社長
運航管理補助者
阿部隆二郎

（副本部長安全括管理者

堀内孝広
本部長付運航管理補助者
鈴木昌敏

菊池太門
庶務部　観光船役員

℡　0226－46－2442
旅客対策部ホテル観洋総務課
予約課
℡　0226－46－2442

連絡 →
← 指示

東北運輸局
気仙沼海事事務所
℡0226－22－6906
℡0226－22－6928

118番　気仙沼海上保安署
℡0226－22－7084

110番　南三陸警察署
℡0226－46－3131

119番　気仙沼・本吉地域広域行政事務組合　南三陸消防署
℡0226－46－2677

南三陸町役場
℡0226－46－2600

南三陸病院
℡0226－46－3664

佐藤徹内科クリニック
℡0226－47－1175

宮城県漁業協同組合志津川支所
℡0226－46－2869

↑ 指示命令
↓ 連絡
↑ 情報収集

報道機関
防災機関

防災対策部
運航管理者（船長）阿部長喜
℡　船　090－4886－3936
℡　他　090－1067－8384

情報収集 →
← 指示

安全統括管理者　　　堀内孝広	指揮補佐又は総指揮
救護対策班　班長　鈴木昌敏 　　　　　　班員　阿部長喜	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他必要な事項に関すること。
旅客対策班　班長　菊地太門 　　　　　　班員　阿部長喜	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客その他の旅客対策に関すること。
庶務部対策班　班長　庶務課課長 　　　　　　班員　庶務課職員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の対応（発表を除く）、救護関係物資の調達、補給、その他庶務に関すること。

（医療救護の連絡等）

第９条　船長（運航管理者）は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡を取り、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第10条　船長（運航管理者）は、事故の処理後関係海上保安署等と連絡を取りつつ、運航に支障の無い限りの原因の調査を行うとともに、事件の検査対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

地　震　防　災　対　策　基　準

平成２９年　３月　　日
令和　４年　８月　５日

志津川湾観光船株式会社

目次

第１章　総則

第２章　防災対策及び情報伝達

第３章　点検及び整備

第４章　船舶の運航中止及び避難等

第５章　教育、訓練及び広報

第１章　総則

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程第３条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

（地震防災対策実施上の基本方針）

第２条　地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによるところが不適当な不測の事態が生した場合には、事態に即応した最善の措置を取るものとする。

（１）　人命の安全確保を最優先とする。

（２）　関係機関と相互に密接な連携を取りつつ全力をあげて対処する。

（３）　不測の事態に陥っても最後まで生きる希望を持ち、絶対にあきらめない。

（適用）

第３条　この基準は当社が営む次の航路に適用する。

（１）　志津川湾内航路

（２）　志津川湾内養殖施設見学遊覧航路

第２章　防災体制及び情報の伝達

（地震防災対策組織の設置）

第４条　地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（いか「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別添２のとおりとする。

（職務及び権限の委任）

第５条　対策組織の要員の職務は、別紙地震防災対策組織の要員の職務に定めるところによる。

（情報の伝達経路）

第６条　地震等に関連する情報の伝達経路は、非常連絡表のとおりとする。

２　運航管理補助者（本社）と船長との連絡は、携帯電話により行う。

３　使用船舶には、南三陸町の防災無線を受信できる個別受信機を搭載し、常に情報を正確に把握できるような措置をとる。

（旅客に対する情報の伝達）
第７条　本社旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達する。
２　地震等に関連する情報の伝達に当たっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
（１）　ラジオ又はテレビ等により、情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるように考慮する。
（２）　船舶の運航方針を併せて伝達する。
（３）　南三陸町長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
（４）　非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法を、周知徹底する。

第３章　点検及び整備
（平常時の点検及び整備）
第８条　運航管理者（船長）は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。
２　運航管理者（船長）は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

（津波警報発令時等の場合の点検及び整備）
第９条　船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分に確保できる場合には、船体、機関、救命、消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第４章　船舶の運航中止及び避難等
（運航中止）
第10条　地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし。地震等の影響を受ける恐れのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りでない。

（運航中止後の船舶の避難及び確保）

第11条　第10条に従い運行を中止した時点において、着桟中の場合は安全を確認し、旅客の取り扱い（上下船時必要性等、以下同じ。）を判断したうえで、下記（1）から（3）のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記（1）又は（2）のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

（1）　概ね志津川湾沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊の所要の保安措置を講ずる。

（2）　志津川湾等、次のすべての事項が確認できる港へ避難する。この場合に合っては、状況変化に対応し、何時でも移動、非難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ　津波警報等が発令されていないこと。

ロ　海上保安庁による交通規制（入港の制限又は避難の勧告）がなされていないこと。

ハ　港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

ニ　南三陸町長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

（3）　係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

（運航中止後の旅客の取り扱い）

第12条　運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について南三陸町長等の、居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされるときの避難要領については、別添（避難誘導図）に定めるところによる。

（避難先等の通報）

第13条　船長は、第11条により遭遇した場合には、速やかに地震防災対策本部長に対し、非難位置、避難後の状況等を通知するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また地震防災対策本部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別添「非常連絡表」により通報するものとする。

（避難時等の留意事項）

第14条　第11条による避難を行う場合は、次の事項に留意し、万全の安保措置を講ずるものとする。

（1）　他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突を避けるため、操船には慎重を期すること。

（2）　狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分

な保安措置を講ずること。

（３） 錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚げ等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第２錨の使用、機関用意等の措置をとること。

（運航の再開）

第15条 第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

（地震発生後の旅客の下船）

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず。短時間で運行を再開する見込みがない場合には漁港施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる当の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は必ずしも第一波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

（発災後の措置）

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準に定めるところにより措置するものとする。

第５章 教育訓練及び広報

（防災に関する教育及び訓練）

第18条 運航管理者は、地震防災対策本部と協力して、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

２ 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

（１） 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識。

（２） 地震及び津波に関する一般的な知識。

（３） 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識。

（４） 職員等が果たすべき役割。

（５） 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識。

（６） 今後地震対策として取り組む必要がある課題。

３ 地震防災対策に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

（１） 地震等に関する情報の収集、伝達。

（２） 従業員、旅客等の避難に関する事項。

（３）　旅客に対する広報。

（４）　資機材等の点検。

４　地震防災に関する教育及び訓練については、南三陸町主催の避難訓練や会社及び関係事業所主催の避難訓練に積極的に参加する。

（地震防災に関する広報）

第 19 条　運航管理者は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくどともに、これらを掲載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

（別添１）　地震防災対策組織の要員の職務。

（別添２）　地震防災対策組織編成表。

（別添２）　非常連絡表。

（別添３）　大森岸壁避難誘導図。

（別添４）　観光船避難経路。

この基準は　　　年　　月　　日より実施する

この基準は令和４年６　月　　日より実施する

新

別添1

地震防災対策組織の要員の職務

職　名	職務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方法を定め、その全般を統括し、本務員を指揮監視する。
副本部長	副本部長は本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本部長付	1　本部長付は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参加するとともに、本部長の特命事項の処理及び本社での対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。 2　船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議に当たるとともに、船長に対する支援を行う。
防災対策部 （船長）	1　地震等に関する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2　使用港（運航中止後の避難予定先の港及び海域を含む。）における交通機関、漁港施設の使用規制、南三陸町長等による避難の指示等の状況を調査する。 3本部と速やかに連絡を取り安全な港又は海域に避難する。
旅客対策部 （観洋）	1　乗船待ちの旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2　南三陸町長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるように措置する。 3　その他旅客の応急救護等その安全を確保し混乱を防止する措置を講ずる。
庶務部	1　地震防災対策に必要な資材等の整備、点検及び手配を行う。 2　社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各部員	各部員は、所属長の命を受け、地震防災対策を実施する。

対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社に集合するものとする。

本社本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には。第４条の「地震防災対策編成表」の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を遂行する。

新

地震防災対策組織編成表

別添２

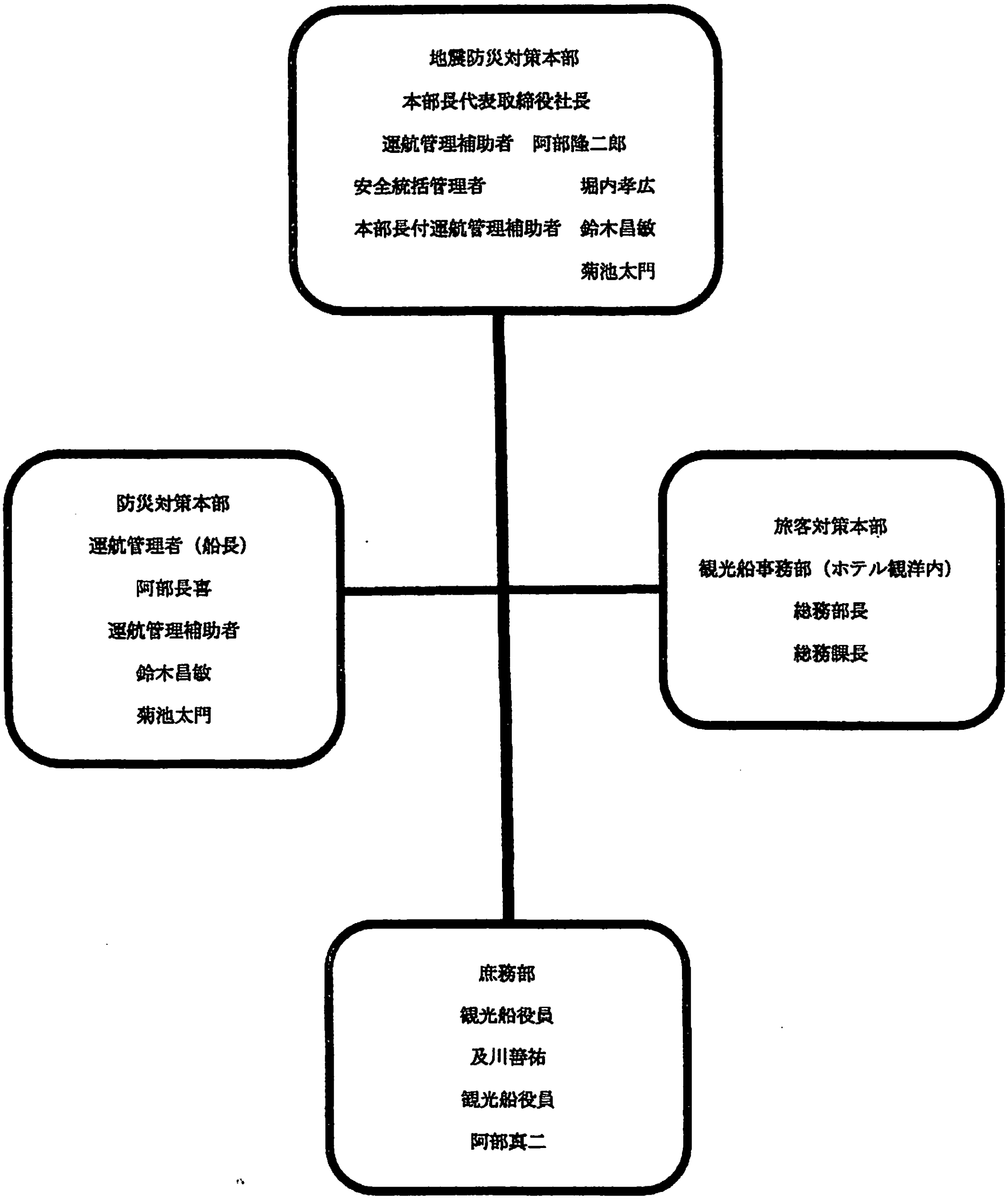

非常連絡表

別添３

＜地震等に関連する情報の伝達経路含む＞

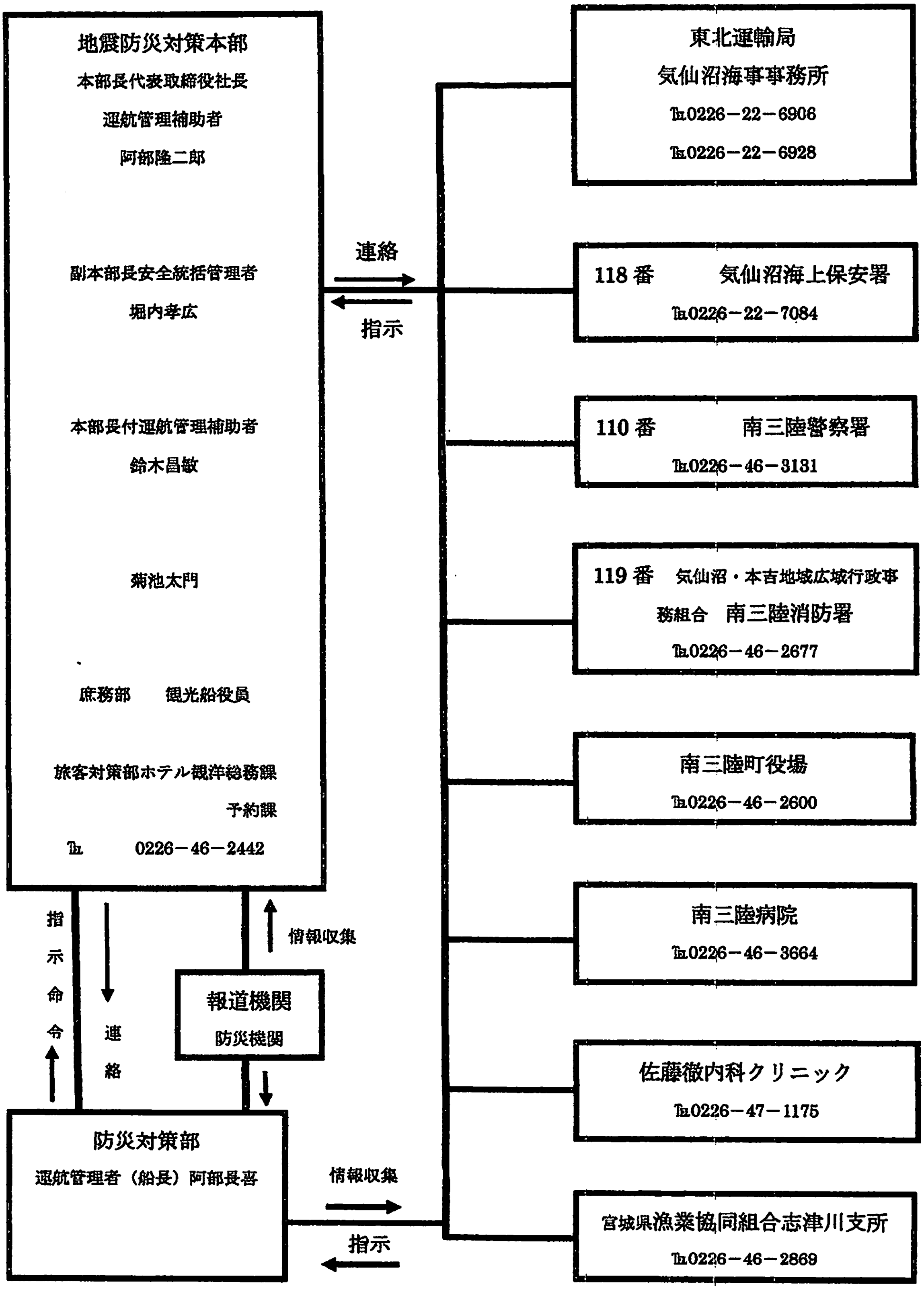

別添４

観光船避難経路

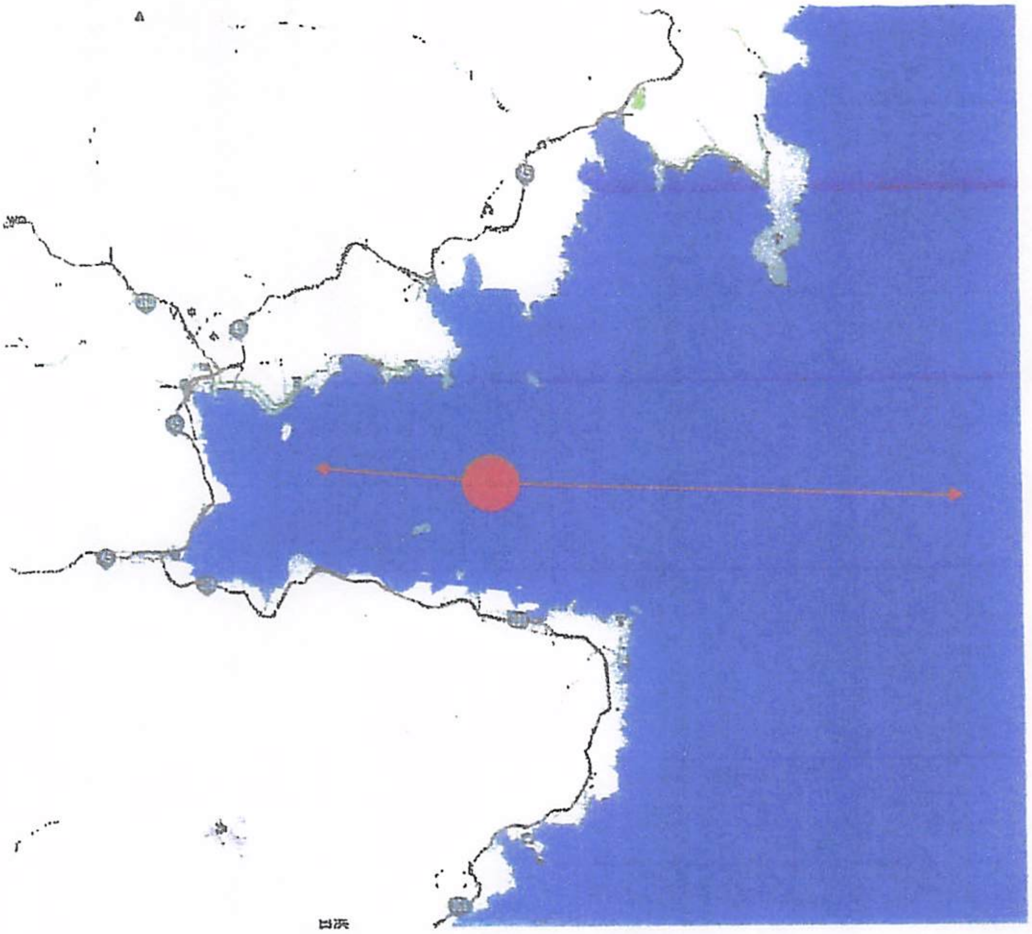

津波注意報発令の場合は無線、防災無線、ラジオ等で状況を見極め船舶位置により志津川港を避難港とする。

津波警報発令の場合は志津川湾沖合に避難し無線、防災無線、ラジオ等で状況を見極め上記に避難をする。

新　　　　別添５

志津川湾観光船株式会社　大森岸壁避難誘導図

＊：　発着場から1次避難所まで徒歩16分前後。1次避難所は地域の避難場所になっています。
信号機が目印、空き地があり、此処で一旦休憩。現状の把握及び報告。

＊：　1次避難所から、2次避難所まで徒歩20分ぐらい。
2次避難所は町の避難場所、役所、体育館、医療施設などあり。
また、国道45号線につながる道となっている